

大阪府告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、東部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更について、近畿地方整備局長の認可の告示（令和7年近畿地方整備局告示第40号）があったので、次のとおり告示する。

この告示の日の翌日から起算して10日を経過した後に新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、同法第67条第1項の規定により、所定の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和7年3月25日

大阪府知事 吉村 洋文

1 施行者の名称

大阪府

2 事務所の所在地及び名称

東大阪市長田東五丁目3番9号三京ビル4階

大阪府モノレール建設事務所

3 変更に係る事業地の所在

（東部大阪都市計画道路事業3・1・223 1号 大阪中央環状線）

（東部大阪都市計画道路事業3・1・227 1号 大阪中央環状線）

（1） 収用の部分

変更なし

（2） 使用の部分

なし

国近整計管大都業第8－1号

大 阪 府
上記代表者 大阪府知事 殿

令和7年2月12日付け交鉄第1283号で申請のあつた東部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更については、都市計画法第63条第1項の規定により認可します。

令和7年3月21日

国土交通省
近畿地方整備局長
(公 印 省 略)

事業計画変更認可申請書

交 鉄 第 1283 号
令和 7 年 2 月 12 日

近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 様

大阪市中央区大手前 2 丁目 1 番 22 号

大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文



都市計画法第 63 条第 1 項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

大 阪 府

2. 都市計画事業の種類及び名称

東部大阪都市計画道路事業

3・1・223-1号 大阪中央環状線

東部大阪都市計画道路事業

3・1・227-1号 大阪中央環状線

3. 事業計画

イ 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし (なし)

ロ 設計の概要

3・1・223-1号 大阪中央環状線

起 点 大阪府門真市新橋町地内

終 点 大阪府大阪市鶴見区安田二丁目地内

延 長 3, 760m

幅 員 62.18m~165.32m

3・1・227-1号 大阪中央環状線

起 点 大阪府東大阪市北鴻池町地内

終 点 大阪府東大阪市若江西新町一丁目地内

延 長 4, 100m

幅 員 19.50m~120.00m

ハ 事業施行期間

自 令和 2年 3月27日

至 (令和 11年 3月31日)

令和 17年 3月31日